

岐阜県公報

目次

告示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課) 一四三
(同) 一四三

岐阜都市計画道路事業の事業計画の変更認可

(都市整備課) 一四五

公示

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定
競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

(農地整備課) 一四五
(出納管理課) 一四五

告示

岐阜県告示第百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域の変更		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
			前	後			
一般国道	三三三三号	揖斐郡揖斐川町檜原字小倉七番一地先地内	一五・一 二六・四	一五・一 一五・一	三三・七	三三・七	

岐阜県告示第百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定の又は 変更の又は 告示年月日 ほか)
県道	河合線 多治見線	土岐市泉町久尻字西本町七番 四地先から 同 市同町同 字新土岐津西 町二八番一―地先まで	四二・〇	令和 五年三月二十四日	平成 二七・一九

岐阜県告示第百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定の又は 変更の又は 告示年月日 ほか)
一般 国道	二百四十 八号	可児市今字三反洞五四九番一 三地先から 同 市同字同 地先まで 五四九番一	二六・三	令和 五年三月二十四日	昭和 二九・九一六

岐阜県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定の又は 変更の又は 告示年月日 ほか)
県道	本関線 本巢線	山県市大字高富字森一番三〇 地先から 同 市大字同 字同一番九地 先まで	七・七	令和 五年三月二十四日	平成 二九・八四

岐阜県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定の又は 変更の又は 告示年月日 ほか)
道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定の又は 変更の又は 告示年月日 ほか)

県道 八寒 水線 幡線	郡上市八幡町初音字向会津四〇七四番一地从先から 同市同町同字諸畑四一九三番二地先まで	二六・五	令和 五・三・二四	平成 三〇・三・四
----------------------	---	------	--------------	--------------

岐阜県告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
岐阜市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
平成十年岐阜県告示第四百二十七号 岐阜都市計画道路事業 三・三・七十四号水野町線及び三・六・五十六号新本町市橋線
- 三 事業施行期間
平成十年六月十六日から
令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

公 示

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、

次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
小池第1地区	中津川市役所	令和五・三・二四から 同五・四・二一まで

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定により、令和五年度の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第百六十七条の五第二項（同令第百六十七条の十一第三項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条の規定により公示します。

令和五年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調達をする物品等又は特定役務の種類
 - 1 電子計算機器類
 - 2 被服類
 - 3 自動車類
 - 4 燃料
 - 5 電力
 - 6 家具類
 - 7 事務用品類
 - 8 凍結防止剤
 - 9 書籍

- 10 交通信号灯器
 - 11 医薬品・医薬用品類
 - 12 スポーツ用具類
 - 13 建設工事
 - 14 自動車の保守及び修理サービス
 - 15 その他の陸上運送サービス
 - 16 電気通信サービス
 - 17 電子計算機サービス及び関連のサービス
 - 18 建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス
 - 19 金属製品、機械及び機器の修理のサービス
 - 20 成人教育サービス
 - 21 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス
 - 22 その他
- 二 資格
- 地方自治法施行令第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により定める競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていることとします。
- 三 名簿への登載
- 名簿への登載を希望する者は、岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）第二百二十六条第一項の規定により入札参加資格審査申請書等を知事に提出して、次の要件を満たすかどうかの審査を受けなければなりません。
- 1 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）を除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
 - 2 消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと（建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計、建築設備設計及び森林整備業務の請負にあつては、県内に主たる事業所を有する者の場合に限る。）。
 - 3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条の更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があつた者にあつては、同法第九十九条第一項又は第二百条第一項

- の規定による更生計画認可の決定（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
- 4 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の再生手続開始の申立てがあつた者にあつては、同法第七十四条第一項又は第七十四条の二第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
 - 5 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
 - 6 建設工事の請負にあつては、次の(1)及び(2)の要件を満たすこと。
 - (1) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二十七条及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の各規定による届出（当該届出を行う義務がない者を除く。）を行っていること。
 - (2) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けるとともに、同法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査を受けていること。
 - 7 測量の請負にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の登録を受けていること。
 - 8 地質調査の請負にあつては、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の登録を受けていること。
 - 9 建設コンサルタントの請負にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項の登録を受けていること。
 - 10 補償コンサルタントの請負にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第三百四十一号）第二条第一項の登録を受けていること。
 - 11 建築設計の請負にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）第二十三条第一項の登録を受けていること。
 - 12 建築設備設計の請負にあつては、建築士法第二十三条第一項の登録を受けていること又は知事が建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認め、岐阜県建築設備設計事務所登録を受けていること。
 - 13 第六号から前号に掲げるもののほか、法令の規定による許可、認可、登録等を受けなければ営むことができない業に係る請負にあつては、当該許可、認可、登録等を受けていること。
 - 14 森林整備業務の請負にあつては、次の(1)から(4)までのうち、いずれかの資格等を有する技術職員を一名以上通年雇用し、かつ、常勤の技術職員を二名以上又は非常

勤の技術職員を五名以上雇用していること。

(1) 林業技術士

林業技術士養成事業実施要領（昭和五十三年十月六日付け農林水産事務次官通達）又は林業技術士養成事業実施要綱により一般社団法人日本森林技術協会が認定した者

(2) 青年林業士（育成部門又は素材生産部門に限る。）

林業後継者育成対策等事業実施要領（昭和五十八年四月四日付け農林水産事務次官通達）により都道府県知事が認定した者又は岐阜県林業士認定要領により岐阜県知事が認定した者

(3) 基幹林業作業士、林業技能作業士又は林業作業士

林業労働力対策実施要領（昭和四十五年七月三十一日付け林野庁長官通達）、林業担い手育成強化対策実施要領（平成八年五月二十四日付け林野庁長官通達）、林業担い手育成確保対策事業の実施について（平成十年四月八日付け林野庁長官通達）又は強い林業・木材産業づくり交付金実施要領（平成十七年三月三十日付け林野庁長官通達）により都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定した者

(4) フォレストワーカー、フォレストリーダー又はフォレストマネージャー

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成八年農林水産省令第二十五号）に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者

四 有効期間等

1 有効期間

資格の有効期間は、名簿に登録されている期間です。

名簿への登載は、三の規定による審査の結果三の各号に掲げる全ての要件を満たしていること認められたときになされ、名簿からの抹消は、当該各号に掲げるいずれかの要件を欠いたときになされます。

なお、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計及び建築設備設計の請負に係る名簿については令和六年三月三十一日をもって、森林整備業務の請負に係る名簿については令和七年三月三十一日をもって、製造の請負物件の買入れその他の契約に係る名簿については令和八年三月三十一日をもって、それぞれ失効します。

2 更新

有効期間満了後引き続き資格が必要な場合は、有効期間満了前又は満了と同時に、改めて名簿に登載されなければなりません。

五 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分

二で規定する資格のほか、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分（建設業法第二十七条の二十三第一項の審査の評定に基づき、別に定める基準に従って定められるものをいう。）は、次のとおりです。

1 土木一式工事

予	定	価	格	等級区分
				A
				B
				C

2 建築一式工事

予	定	価	格	等級区分
				A
				B
				C

3 電気工事及び管工事

予	定	価	格	等級区分
				A
				B
				C

六 資格に関する文書の入手方法

資格に関する事務の担当課及び資格に関する文書を入手するためのホームページアドレスは、次のとおりです。

1 建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計及び建築設備設計の請負

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県県土整備部技術検査課建設業係

電話番号 〇五八 二七二 八五〇四

ホームページアドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/444.html>

2 森林整備業務の請負

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県林政部森林保全課治山係

電話番号 〇五八 二七二 八五二六

ホームページアドレス <https://www.kyoushin.crcr.or.jp/>

3 製造の請負、物件の買入れその他の契約

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県出納事務局出納管理課用度係

電話番号 〇五八 二七二 八七一五

ホームページアドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/1251.html>

令和五年三月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社